

岐阜県 緊急事態措置区域の指定

実施期間／令和3年8月27日から9月12日まで

1、県民の皆様へ

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請します。(法第45条第1項)
- ・混雑した場所への外出の半減をお願いします。
- ・20時以降の不要不急の外出を避けてください。
- ・外出する必要がある場合、同居家族以外と一緒の行動は控え、混雑している場所、時間を避けて行動してください。
- ・不要不急の帰省や旅行、都道府県間の移動は極力控えてください。
- ・路上、公園における集団での飲食や感染リスクの高い行動の自粛を要請します。(法第45条第1項)

2、事業者の皆様へ

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請します。(法第24条第9項)
- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、時差出勤等の人との接触を低減する取組みを進めてください。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- ・飲食店に対する要請。(8月27日～9月12日までの全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給、応じない事業所には過料あり)
 - 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し休業要請
 - 酒類の提供のない飲食店に対し、5時から20時までの時短要請。
- ・1000㎡を超える大規模施設に対する営業時間短縮の要請。(本村該当なし)

3、その他

- ・学校関連では、部活動、学校行事は原則中止。
- ・夏休みの延長、リモート授業、分散登校は各市町村教育委員会の判断としています。(東白川村は、感染防止により一層配慮して通常通りの授業を開始します。)
- ・県有施設の原則休館、又は新規予約の停止を実施。市町村に対しても、地域の実情に応じ、同様の取組みを要請。
- ・県、指定管理者主催の緊急事態措置期間中のイベント及び講座については、原則中止・延期、又は無観客で開催。市町村に対しても、同様の取組みを要請。

東白川村の緊急事態対策

8月27日～9月12日

1) 公共施設の封鎖等

- 封鎖施設 はなのき会館、同別館、体育館（社会体育利用）、神土サロン、五加サロン、防災センター、総合グラウンド、地域運動場公園、バーベキュー施設
- 封鎖しない施設 図書室、体育館（学校授業利用）、道の駅等

2) 会議や教室の延期と中止

- ・村主催の会議や教室は、原則延期又は中止します。
- 延期又は中止した会議や教室は、CATV文字放送でお知らせします。
(但し、予防接種・検診や延期ができない会議は感染防止に配慮して実施します。)

3) 村内飲食店の休業と時短営業

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し休業要請
- 酒類の提供のない飲食店に対し、5時から20時までの時短要請

4) 行事の延期等のお知らせ

- 08/28 映画上映会→延期
- 08/29 総合防災訓練→縮小開催
- 09/04 花火大会→延期
- 09/07 中学1年生伊勢湾研修→延期
- 09/19 郷土歌舞伎公演→(本年度中止)
- 11/14 秋フェスタ→産業振興功労者等表彰のみ実施(イベント中止)

5) 隔離居室の確保

濃厚接触者、または陽性判定のあった場合で、自宅療養が困難である場合を想定して、隔離用の居室を確保します。(無料で利用していただけます)

村民の皆様へ

岐阜県の新型コロナウイルス感染症感染患者数が連日300人を超え、緊急事態措置区域となりました。県が掲げておりました「自宅療養ゼロ」も不可能となり300名を超える感染者がすでに自宅療養をしています。

近隣市町では感染者数も増加し、当村でも感染者が発生してもおかしくない状況となっています。

村民の皆様には、同居家族以外の方との一緒にの行動や飲食を避けること、不要不急の外出を控えていただくという基本を改めてお願い申し上げます。この緊急事態措置を乗り越えてまいりたいと存じます。一層の御理解、御協力をお願いいたします。

東白川村長 今井俊郎

保健福祉課からお知らせ

・コロナワクチン接種を御希望の方へ

現在村では、未接種の方で接種を希望される方への接種を受け付けています。また、村外から村の事業所等へお勤めの方も村の接種を受けていただけます。接種率を高めて、感染リスクを下げることへの御協力をお願いします。

・妊娠中、出産後の方、パートナーの方へ

日本産婦人科学会、日本産婦人科医会では、妊娠中の方と配偶者等への接種を勧めています。感染による重症化を防ぐために接種をお願いいたします。

ワクチン接種の最終申込は、9月3日です

東白川村 保健福祉課 保健係

電話 **0574-78-2100** またはコールセンター**090-1611-9005**